

(1) 策定の目的

- ・複雑化、多様化する行政需要や、新たな行政課題への対応
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、行政サービスの見直し
- ・第5次総合計画や第5次財政改革プログラムに基づく取組の着実な推進
- ・市民や民間企業・各種団体等の多様な主体との連携・協働の推進

(2) 位置づけ

本市における、今後の行政経営の基本的な方向性や考え方を示す方針として、第5次財政改革プログラム等の関連する計画との連携を図るとともに、「豊かな田園都市」の実現を目指す第5次総合計画の着実な推進を下支えするものとして当該行政経営方針を位置づけます。

(3) 取組期間

令和4年度から令和7年度まで(4年間) ※第5次総合計画と終期を合わせる

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第5次総合計画(H23~R7)									
第1次行政経営方針					第2次行政経営方針				

(4) これまでの取組

- ・事業のスクラップや手法見直し、事業委託・指定管理化の推進
- ・近隣自治体とのシステム共同利用によるコスト削減
- ・補完会議等のペーパーレス化、ビジネスチャット導入による、職員間コミュニケーションの効率化
- ・小・中学校、上下水道等の長寿命化計画策定
- ・人事評価(能力・業績)の実施による評価結果の給与等への活用
- ・第4次財政改革プログラムの推進

○第4次財政改革プログラムにおける行動計画

	目標	R2決算
人件費比率	17.6%以内	11.1%
経常収支比率	91.8%以内	92.6%
実質公債比率	7.1%以内	4.5%

(5) 第2次行政経営方針「行政経営の理念」

これからの行政経営については、歳出削減を重視した行政内部だけの行政改革とするのではなく、限られた経営資源を最大限に活用するため、市民・地域・企業等のあらゆる主体と協働・連携して地域全体をマネジメントする「地域経営」の視点を持って取組むことが必要です。

第2次行政経営方針においては、本市のまちづくりに関わる全ての者が、時代の変化に合わせた柔軟性と多様性を備えた「地域経営」改革を推進し、全ての市民が誇りと愛着の持てる「豊かな田園都市」を目指すため、以下の理念を定めます。

多様な主体とともに「豊かな田園都市」の実現を目指す「地域経営」改革

(6) 取組項目

I 市民・企業等多様な主体との協働・連携の推進

- (1) 市民協働の推進
- (2) 民間活力の積極的な活用、官民連携の推進
- (3) 市政情報や本市の魅力の積極的な情報発信

II 職員の意欲・能力を発揮できる組織・人材育成

- (1) 「市民への約束」の具現化を踏まえた職員の意識改革
- (2) 時代に合わせた組織マネジメントや能力開発等による人材育成
- (3) 多様な働き方で多様な人材がいきいきと活躍できる職場づくり
- (4) 適正な定員管理と組織編制、コンプライアンスの徹底

III 行政サービスの質の向上と業務の効率化

- (1) 市民ニーズを反映した質の高い行政サービスの提供
- (2) 自治体DXの推進

IV 持続可能な財政運営

- (1) 第5次財政改革プログラムの進捗管理
- (2) 歳入確保対策の積極的な推進
- (3) 公共施設マネジメントの推進
- (4) 広域連携の推進

地域経営とは…

持続可能な地域社会の実現に向け、地域の多様な主体(行政、市民、NPO、企業など)が協働・連携しながら、地域の資源を最大限に活用し、地域全体の発展に向けて活動することです。